

監査公表第6号（平成26年4月8日、県公報第3585号登載）  
平成25年9月3日から平成25年10月30日実施  
随時監査（2次分）結果（平成25年度）

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を職員  
研修所等34か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年4月8日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関34機関
- (2) 監査対象期間：平成25年3月1日又は平成25年4月1日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成25年9月3日～平成25年10月30日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
総務部	職員研修所	平成25年4月1日から 平成25年10月10日まで	平成25年10月10日
	東福岡県税事務所	平成25年4月1日から 平成25年10月9日まで	平成25年10月9日
	田川県税事務所	平成25年3月1日から 平成25年9月10日まで	平成25年9月10日
	筑後県税事務所	平成25年3月1日から 平成25年9月11日まで	平成25年9月11日
商工部	久留米中小企業振興事務所	平成25年4月1日から 平成25年10月1日まで	平成25年10月1日
	計量検定所	平成25年3月1日から 平成25年9月5日まで	平成25年9月5日
教育委員会	体育研究所	平成25年3月1日から 平成25年9月5日まで	平成25年9月5日
	九州歴史資料館	平成25年4月1日から 平成25年10月1日まで	平成25年10月1日
	菊田工業高等学校	平成25年3月1日から 平成25年9月12日まで	平成25年9月12日
	小倉商業高等学校	平成25年3月1日から 平成25年9月13日まで	平成25年9月13日
	小倉西高等学校	平成25年3月1日から 平成25年9月19日まで	平成25年9月19日
	八幡南高等学校	平成25年3月1日から 平成25年9月24日まで	平成25年9月24日
	福岡高等学校	平成25年3月1日から 平成25年9月3日まで	平成25年9月3日
	福岡工業高等学校	平成25年3月1日から 平成25年9月9日まで	平成25年9月9日
	早良高等学校	平成25年3月1日から 平成25年9月25日まで	平成25年9月25日
	筑紫中央高等学校	平成25年4月1日から 平成25年10月2日まで	平成25年10月2日
	糸島高等学校	平成25年3月1日から 平成25年9月4日まで	平成25年9月4日
	東鷹高等学校	平成25年3月1日から 平成25年9月30日まで	平成25年9月30日
	直方高等学校	平成25年3月1日から 平成25年9月17日まで	平成25年9月17日
	久留米聴覚特別支援学校	平成25年3月1日から 平成25年9月20日まで	平成25年9月20日
	筑後特別支援学校	平成25年3月1日から 平成25年9月26日まで	平成25年9月26日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
警察本部	警察学校	平成25年4月1日から 平成25年10月22日まで	平成25年10月22日
	交通機動隊	平成25年4月1日から 平成25年10月23日まで	平成25年10月23日
	第二機動隊	平成25年4月1日から 平成25年10月24日まで	平成25年10月24日
	中央警察署	平成25年4月1日から 平成25年10月25日まで	平成25年10月25日
	博多警察署	平成25年4月1日から 平成25年10月30日まで	平成25年10月30日
	糸島警察署	平成25年4月1日から 平成25年10月17日まで	平成25年10月17日
	朝倉警察署	平成25年4月1日から 平成25年10月18日まで	平成25年10月18日
	小倉北警察署	平成25年4月1日から 平成25年10月16日まで	平成25年10月16日
	折尾警察署	平成25年4月1日から 平成25年10月3日まで	平成25年10月3日
	若松警察署	平成25年4月1日から 平成25年10月4日まで	平成25年10月4日
	豊前警察署	平成25年4月1日から 平成25年10月11日まで	平成25年10月11日
	うきは警察署	平成25年4月1日から 平成25年10月8日まで	平成25年10月8日
	大牟田警察署	平成25年4月1日から 平成25年10月29日まで	平成25年10月29日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説明
教育委員会	契約	1	タクシーの借上げに係る契約が締結されていなかった。
警察本部	支出	4	県外出張において、指定された宿泊施設の室料を、実費ではなく定額で計算したため、支給過となっていた。